

(案)

国産原皮品質向上等支援事業のうち
「輸出機能の維持」に関する
Q & A 集

未定稿

令和 8 年 7 月以降版

農林水産省畜産局食肉鶏卵課
独立行政法人農畜産業振興機構

1 共通

- 問－1 本事業の目的と内容いかん。…………… 1
- 問－2 基準枚数（直近3年度に「輸出に仕向けた原皮」の平均枚数の2割 **〔牛〕又は4割〔豚〕**）は、どのように算出するのか。…………… 1
- 問－3 補助対象上限枚数はどのように算出するのか。…………… 2

2 事業内容

（1）原皮の一時保管

- 問－4 一時保管とは何か。…………… 3
- 問－5 自社の倉庫や施設で「一時保管」した場合は、本事業の補助の対象にはならないのか。…………… 3
- 問－6 どの程度の期間保管すれば補助の対象となるのか。…………… 3
- 問－7 「一時保管」した原皮の保管枚数や保管月数はどのようにして確認するのか。…………… 4

（2）輸出できない原皮の滞留防止（共通）

- 問－8 生皮又は原皮の重量（レンダリング処理及び焼却等処理、焼却処理等、ゼラチン等原料仕向けの実業対象数量）は、実際に秤量した重量と枚数から換算した重量のどちらを用いるのか。…………… 5
- 問－9 補助単価を枚数当たりの単価から重量当たりの単価に変えた理由はなぜか。…………… 6
- 問－10 レンダリング処理及び焼却等処理において、**原皮等の前処理（裁断等）**は誰が行うのか。…………… 6
- 問－11 レンダリング施設や焼却処理施設を斡旋してほしい。…………… 6

（2） - ① レンダリング処理及び焼却等処理

- 問－12 一つの原皮事業者**等**が複数のレンダリング事業者と連携して原皮の処理を行う場合、事業申請や事業実施計画はどのように作成するのか。…………… 6
- 問－13 レンダリング処理により得られた**肉骨粉を焼却等と肥飼料等に仕向けた場合、補助額（原皮等原料の重量）はどのように算出するのか。**…………… 6
- 問－14 原皮事業者**等**及びレンダリング事業者の補助対象数量の確認はどのように行うのか。…………… 7

（2） - ② 焼却処理等

- 問－15 焼却処理等の補助対象数量の確認はどのように行うのか。…………… 7

（2） - ③ ゼラチン等原料仕向け

- 問－16 ゼラチン等とは何か。…………… 8
- 問－17 ゼラチン等原料仕向けの補助は輸送経費の補助か。…………… 8
- 問－18 ゼラチン等原料に仕向けた重量や輸送距離の確認はどのように行うのか。…………… 8

1 共通

問－1 本事業の目的と内容いかん。

(答)

- 1 米中間の貿易摩擦や相互関税措置等の影響により、皮革のサプライチェーンが変化し、国産原皮の輸出仕向けの停滞や価格の下落が生じています。
- 2 このため、輸出機能の維持を図ることを目的に、原皮の「一時保管」のほか、「レンダ処理・焼却」、「直接焼却」及び「ゼラチン等原料仕向け」の取組に対して支援を行います。

問－2 基準枚数（直近3年度に「輸出に仕向けた原皮」の平均枚数の2割〔牛〕又は4割〔豚〕）は、どのように算出するのか。

(答)

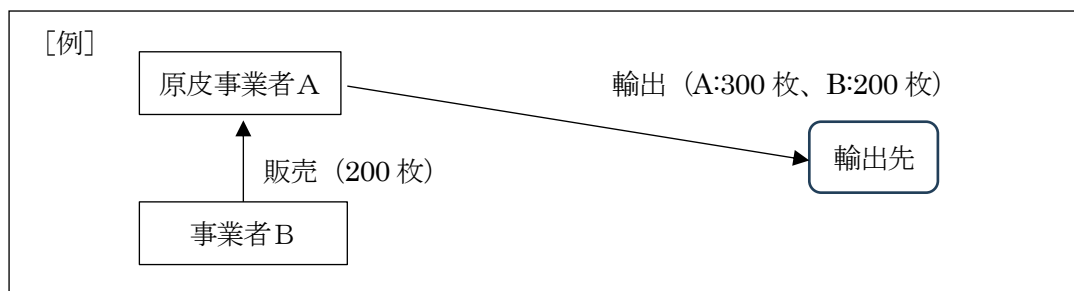
- 1 基準枚数は、以下により算出します。
 - ① 牛：直近3年度に輸出に仕向けた原皮の平均枚数（※）×0.2
 - ② 豚：直近3年度に輸出に仕向けた原皮の平均枚数（※）×0.4

（※）貿易統計に基づき算出。
- 2 本事業に参加する各事業者においても、まずは、それぞれの「輸出に仕向けた枚数」の2割〔牛〕又は4割〔豚〕を基準としてください。（根拠書類については、事業実施主体の指示に従ってください。）
- 3 2の総数が、貿易統計に基づく基準枚数に満たない場合には、各事業者の基準を上回る数量を対象とすることが可能ですので、事業実施主体にご相談ください。

更問－1 「輸出に仕向けた枚数」について、輸出を自ら行っている原皮事業者Aと、原皮をAに販売している事業者Bが、それぞれ本事業に参加することができるか。

(答)

- 1 A・Bのいずれも事業に参加することは可能です。ただし、「輸出に仕向けた枚数」が重複することにより基準枚数を超過することがないように、Aにおいては、Bから購入した枚数を「輸出に仕向けた枚数」から除外してください。



- ① Aの輸出仕向け枚数は、輸出総数（500 枚）から、Bから購入した枚数（200 枚）を差し引いた枚数（300 枚）を用いる。
- ② Bの輸出仕向け枚数は、Aに販売した枚数（200 枚）を用いる。

問－３ 補助対象上限枚数はどのように算出するのか。

(答)

- 1 補助対象上限枚数は、「基準枚数」に「対象係数（貿易統計により算出）」を乗じて算出してください。

[算出方法]

補助対象上限枚数＝ア（基準枚数）×イ（対象係数）

ア 基準枚数＝直近３年度に「輸出に仕向けた原皮」の平均枚数の２割 [牛] 又は 4割 [豚]

→各事業者の基準は「問２の2」参照。

イ 対象係数＝貿易統計による原皮の輸出価格が基準額（牛原皮：2,331 円／枚、豚原皮：346 円／枚）に満たなかった月数／１２か月

- 2 補助対象上限枚数を超えた原皮等の枚数は、補助の対象となりませんのでご注意ください。

2 事業内容

(1) 原皮の一時保管

問－4 「一時保管」とは何か。

(答)

- 1 原皮の滞留を防止するため、営業倉庫に搬入してから出荷するまでの間、保管することをいいます。(保管した後の原皮の用途は問いません。)

更問－1 輸出向け以外も対象とした理由は何故か。

(答)

- 1 当初は、原皮を輸出へ仕向けることを目的とした保管のみを対象としていましたが、今般の輸出停滞を踏まえ、国内への仕向けも対象となるよう、要件を緩和しました。
- 2 原皮は塩漬しているためレンダリング処理や焼却処分等にはやや不向きですが、皮革原料用やゼラチン原料用などに仕向ける際にも利用することができます。

問－5 自社の倉庫や施設で「一時保管」した場合は、本事業の補助の対象にはならないのか。

(答)

- 1 自社倉庫等で保管した場合、掛かり増し経費は発生しないため、補助の対象にはなりません。

問－6 どの程度の期間保管すれば補助の対象となるのか。

(答)

- 1 1月以上「一時保管」した場合、補助の対象となります。
- 2 具体的には、入庫日以降、翌月の同日以降（同日を含む）に出荷した原皮が補助の対象となります。（補助対象は月単位）

[例]

- ・ 1月19日に入庫した場合：2月18日以前に出庫 ×（補助対象外）
2月19日以降に出庫 ○（補助対象）
- ・ 1月31日に入庫した場合：2月28日以前に出庫 ×（補助対象外）
3月1日以降に出庫 ○（補助対象）

更問－1 既に輸出契約が成立（輸出年月日が決定）している原皮も「一時保管」の補助の対象となるか。

(答)

- 1 契約の有無を問わず、1月以上保管する場合は補助の対象となります。

更問－２ 年度を超えて保管した場合も補助の対象となるか。

(答)

- 1 年度を超える場合、当該年度の保管料の最終支払日までが補助の対象です。
- 2 また、年度を超えて保管した原皮は、翌年度の補助の対象とはいたしませんのでご留意ください。(事業年度内に入庫したものが補助の対象となります。)

問－７ 「一時保管」した原皮の保管枚数や保管月数はどのようにして確認するのか。

(答)

- 1 原皮を保管している営業倉庫の入出庫伝票、保管料を証する書面により確認してください。

(2) 輸出できない原皮の滞留防止（共通）

問－8 生皮又は原皮の重量（レンダリング処理及び焼却等処理、焼却処理等、ゼラチン等原料仕向けの事業対象数量）は、実際に秤量した重量と枚数から換算した重量のどちらを用いるのか。

（答）

- 1 原皮事業者等が各施設への搬入時に秤量した重量を用いてください。
- 2 なお、重量が確認できないものは補助の対象外となります。

更問－1 各施設への搬入時に秤量を行うことが困難な場合はどうしたらよいか。

（答）

- 1 各施設への搬入時に秤量を行うことが困難な場合には、原皮事業者等側で搬出時に秤量を実施し、重量の記録については適切に管理・保存するようにしてください。
- 2 なお、各施設側が、受け入れた原皮等の重量を証明（承認）する必要がありますので、各施設に対し、発行する受領書に「重量」及び「上記相違ありません」等の文言を記載するよう依頼してください。

更問－2 原皮事業者等が秤量を行う場合、どのような手段が考えられるか。また、記録はどのように残すのか。

（答）

- 1 原皮事業者等による秤量の手段としては、食肉処理場に設置されているトラックスケールの活用や、積載重量計付きフォークリフトによる計量などが考えられます。
- 2 秤量した原皮等の重量（パレットや鉄カゴ等の重量は差し引いたもの）については、作業日誌等に記録し、確実に保存してください。
- 3 なお、秤量計のシステムに保存されたデータを用いる場合は、当該データ（又は印刷物）に記載された重量と、秤量した原皮等の重量が適切に紐づけられるよう、番号の付与等により特定できる形で管理してください。

更問－3 生皮又は原皮の秤量は1枚ごとか、複数枚をまとめてか。

（答）

- 1 複数枚をまとめて秤量して構いません。
- 2 レンダリング施設への搬入時に他の荷物（と畜残さ）と混載している場合は、原皮等のみの重量を秤量する必要がありますのでご留意ください。

問－9 補助単価を枚数当たりの単価から重量当たりの単価に変えた理由はなぜか。

(答)

- 1 令和2・3年度に新型コロナ対策として実施した事業において、原皮事業者は枚数、レンダリング事業者は重量と、異なった単位を使用していたために整合性がとれず、妥当性の確認が必要となるケースが生じました。
- 2 今回は、その反省を踏まえ、補助単価を重量当たりとしました。

問－10 レンダリング処理において、原皮等の前処理（裁断等）は誰が行うのか。

(答)

- 1 本事業の実施者は、原皮事業者等又はレンダリング事業者のいずれかです。
- 2 前処理の具体的な内容については、搬入先の施設と十分に協議のうえ決定し、適切に対応してください。

問－11 レンダリング施設や焼却処理施設を斡旋してほしい。

(答)

- 1 レンダリング施設との連携や焼却処理施設との焼却処分の交渉は、事業者自ら調整するようお願いします。
- 2 焼却処理施設については、事業所の所在地を管轄する市町村の環境部局等にお問い合わせいただき、受入の可否、受入数量、処理料金等をご確認ください。

(2) - ① レンダリング処理及び焼却等処理

問－12 一つの原皮事業者等が複数のレンダリング事業者と連携して原皮の処理を行う場合、事業申請や事業実施計画はどのように作成するのか。

(答)

- 1 原皮事業者等は、連携する複数のレンダリング事業者ごとに、それぞれの連名で事業申請、事業実施計画を作成する必要があります。

問－13 レンダリング処理により得られた肉骨粉を焼却等と肥飼料等に仕向けた場合、補助額（原皮等原料の重量）はどのように算出するのか。

(答)

- 1 肉骨粉を焼却等に仕向けた場合と、肥飼料等に仕向けた場合では補助単価が異なりますので、仕向け先ごとに重量で按分できるよう管理してください。

更問－１ 肥飼料等利用を補助の対象にした理由は何故か。

(答)

- 1 本来であれば、有価で販売できるものに補助金を付けることはありませんが、豚原皮の輸出に関する状況を踏まえ、一時的に、肥飼料等有効利用へのインセンティブを付けるために支援することとしました。
- 2 なお、次年度以降も事業が継続された場合、過去の事業実績の補助対象数量を上回った数量を上限に補助することとします。

[例] 肥飼料等利用数量(豚)と補助額

- ・ R8 年度：2 万枚（99,200 kg）… $99,200 \text{ kg} \times 18.5 \text{ 円} = 1,835,200 \text{ 円}$
- ・ R9 年度：3 万枚（148,800 kg）… $(148,800 \text{ kg} - 99,200 \text{ kg}) \times 18.5 \text{ 円}$
 $= 917,600 \text{ 円}$

問－14 原皮事業者等及びレンダリング事業者の補助対象数量の確認はどのように行うのか。

(答)

- 1 原皮事業者等及びレンダリング事業者の補助対象数量は、以下の書類により確認してください。
 - (1) 原皮事業者等
レンダリング処理施設への搬出時（または搬入時）に秤量した重量を確認できる書類。（レンダリング事業者の受入重量を確認できる書類を根拠とし、双方で共有してください。）
 - (2) レンダリング事業者
 - ① 肥飼料等に仕向ける場合は、取引先等への搬出時に秤量した重量を確認できる書類。
 - ② 焼却等に仕向ける場合は、焼却処理施設等への搬入時に秤量した重量及び処理量を確認できる書類。

(2) - ② 焼却処理等

問－15 焼却処理等の補助対象数量の確認はどのように行うのか。

(答)

- 1 補助対象数量は、焼却処理施設等への搬入時に秤量した重量と焼却処理施設等における処理量を確認できる書類により確認してください。

(2) - ③ ゼラチン等原料仕向け

問－16 ゼラチン等とは何か。

(答)

- 1 ゼラチン等とは、ゼラチンやコラーゲン、ペットフード等を想定しています。

問－17 ゼラチン等原料仕向けの補助は輸送経費の補助か。

(答)

- 1 輸送経費ではなく、原皮事業者等がゼラチン等原料加工事業者と持続的な関係性を構築するための調整等経費を「推進費」として支援するものです。（ゼラチン等原料加工事業者が所在する地域は限られるため、原皮等の加工場所（搬出場所）との「距離」も考慮しています。）

問－18 ゼラチン等原料に仕向けた重量や輸送距離の確認はどのように行うのか。

(答)

- 1 重量は、ゼラチン等原料加工事業者への搬入時に秤量した重量を確認できる書類により確認してください。（重量が確認できないものは補助の対象外となります。）
- 2 輸送距離は、原皮等の搬出場所とゼラチン等原料加工事業者の搬入場所の住所を基準に測定するものとし、地図アプリ等を用いて実際の走行ルートに基づき算定してください。なお、輸送に際し、別の場所に立ち寄る場合は、地図アプリ等で算定される最短経路に基づいて距離を測定してください。

更問－1 食肉処理施設において選別した生皮をゼラチン等原料加工事業者に直接譲渡（搬入）しても補助の対象となるか。

(答)

- 1 ゼラチン等原料加工事業者が求める前処理を行ったうえで直接譲渡（搬入）する場合は、補助の対象となります。

更問－2 ゼラチン等原料仕向けの輸送は、自社で行ってもいいのか。（第三者の運送会社に委託しなくてもいいのか。）

(答)

- 1 輸送経費への補助ではありませんので、誰が輸送するかは問いません。（自社でも運送会社でも構いません。）